	第1条	(目的)
--	-----	------

「ランアップ会員規約」(以下「本規約」という。)は、株式会社 ピープルサム(以下「弊社」という)が運営するランアップ (以下「本店舗」という。)が、本店舗の利用を通じ、健康維持や健康増進、施設利用者同士の相互交流や親睦、ならびにより豊 かで快適なランニングライフの充実をサポートする場所として、快適な施設を会員の皆様に提供することを目的とします。

第2条(会員の種別等)

- 本店舗は会員制を原則としますが、会員以外でも所定の料金を払うことにより、ビジターとして利用することができます。
- 本店舗の会員の種別は、以下に定めるとおりとします。
 - レギュラー会員
 - レギュラーメンバー料金によってシャワーブースおよび一般更衣ロッカーを1ヶ月に8回利用できます。
 - ロッカー会員

会員料金によってシャワーおよび更衣ロッカー施設を1ヶ月に8回利用でき、更に更衣ロッカーを1ヶ月間継続的に独占

会員は、本店舗を利用する際には、受付に常に会員証を提出しなければなりません。

第3条(会費等及び支払方法)

- 本店舗の会員を希望される方は以下の登録料の支払いが必要です。
 - 登録料 1,000円(消費税込み)
- 会員の月会費は以下の通りです。
 - 2,000円 (月/消費税込み) (1) レギュラー会員
 - ロッカー会員 5,000円 (月/消費税込み) (3)
- (3) シューズロッカー月額レンタル 1,500円(月/消費税込み) 会員は、月の利用回数が8回を超える場合には、1回あたり500円(消費税込み)の利用料をお支払いください。 シューズロッカー月額レンタルの場合、利用料は別途になります。1回あたり400円(消費税込み)お支払いください。 ただし、各会員はそれぞれの月会費に1,500円を追加して支払うことにより、この追加支払いのあった月内については回数無制限に、同様のサービスを受けることができます。
- 第2項の月会費は入会月に限り、入会日によって下表に示した金額と致します。

入会日	レギュラー会員	ロッカー会員	シューズロッカー月額レンタル
1⊟	2,000円	5,000円	1,500円
2~10日	1,600円	4,000円	1,500円
11~20日	800円	2,000円	1,500円
21~末日	400円	1,000円	1,500円

- 一旦支払って頂いた月会費、登録料、その他の料金は、原則として返還致しません。
- 月会費は原則として銀行口座振替によりお支払い頂きますが、登録料その他の料金は現金でお支払い頂きます。 また、月会費については、銀行口座振替を原則としますが現金によるお支払いも可能です。この場合、月会費は 前月25日までに受付にてお支払いください。
 - 前号に係わらず、入会した当月分及び翌月分の月会費の支払方法は現金とします。ただし、毎月16日以降に入会 した会員は、翌々月分の月会費の支払方法も現金とします。 なお、月会費については銀行口座振替により支払が可能となるまでの間は、現金でお支払いいただきます。
 - (3) 登録料および本条第3項に定める利用料については、現金にてお支払いいただきます。
 - 支払時期は、次に定める時期とします。
 - 現金については、当該現金が必要となる各種手続き時
 - イ 銀行口座による自動引き落としについては、毎月27日(27日が銀行休業日の場合は翌銀行営業日) なお、通帳へは「MFランアップ」と印字されます。

第4条(入会資格)

- 本店舗の入会資格は以下のとおりです。
- (1)年齢18歳以上で、心身ともに健康(健康とは、例えば「感染症に羅患していない」などをいう。)であり、ランニングを 行うことにより生命又は身体の危険が生じる恐れのある状況にないことを弊社に申告した方。
- (2)過去、規約第28条により除名通告を受けていない者。
- (3)暴力団及びその関係者でない方
- (4) 本規約及びその他本店舗の利用に関する定めに同意し、これらを遵守できる方。

第5条(入会手続き)

- 入会申込みにあたっては次の(1)から(3)までの書類を受付に提出し、また、(4)(5)の登録料および所定の月会費 をお支払いください。なお、電話及びホームページからの入会申込みはできませんのでご了承ください。
 - 入会申込書
 - 本人であることを確認できる以下のいずれかの書類(原本)
 - (ア) 運転免許証
 - (イ) 住民基本台帳カード(写真付き)
 - (ウ) パスポート
- ※次の(エ)または(オ)に定める2種類の書類を用意した場合は、本項(ア)~(ウ)に定める書類と同等のものとみなします。
 - (工) 健康保険証及び社員証(写真付き)
 - (オ) 健康保険証及び学生証(写真付き
 - (3)第3条6項に定める銀行の預金通帳及びその銀行への届出印
 - 第3条1項に定める登録料(1,000円)
 - 第3条4項に示す入会月の所定月会費及び
 - 入会日が15日までの場合は翌月分の月会費、16日以降の場合は翌月分に加え翌々月分の月会費

第6条(会員資格)

- 本店舗は、前条に定める入会資格を備える方が適切な入会手続きを完了し、本店舗が発行する会員証を受領した時点で会員 資格を取得したものとします。
- 会員は、本店舗を利用する際、常に会員証を提出してください。
- 会員資格は、本規約の目的にそって利用するものとし、第三者に譲渡、移転、貸与若しくは担保に供するなどを含め本規約 の目的外に利用することはできません。

第7条(会員の心得)

- 会員は、本規約及びマナーを遵守し、他の会員その他本店舗の利用者に迷惑をかける行為を禁止します
- 会員は、本店舗の各種施設、備品、本店舗に展示している製品及び本店舗から有料若しくは無料で貸与される物品(以下「レンタル品」という)について、本規約及びマナーを遵守し、正しい利用方法に基づき、適切に利用又は利用してください。 本店舗のシャンプーやドライヤー等の各種備品、本店舗に展示している製品及び本店舗から貸与されるレンタル品を本店舗の

許可なく持ち帰ることを禁止します。 4 荷物の預入のみに更衣ロッカーを利用するなど本店舗の利用目的に反する行為を禁止します。 5 本店舗内は禁煙といたします。 第8条(動物の持込の禁止) 会員は、動物を連れて入店することはできません。ただし、盲導犬等の補助犬は除きます。 第9条(本店舗の営業日等) 本店舗の営業日は定休日以外とし、定休日は以下のとおりとします。 年末年始(12月29日~1月2日) 営業時間は以下のとおりとします。 平日は6時30分から22時まで 土休日は7時から19時まで 3 第1項及び第2項に定める場合でなくても、本店舗は1週間前に施設に掲示し、かつ、弊社のホームページ又はブログに掲載 した場合、臨時に休業若しくは営業時間を変更することがあります。 次の(1)から(3)のいずれかに該当すると弊社が判断した場合、本店舗の全部又は一部を会員への事前通告なしに閉鎖する ことがあります。 (1) 警報が発令された場合など気象、災害その他の外的事由により、本店舗が正常に運営できないとき 本店舗に関する緊急を要する増改築、修繕または点検する必要があるとき (2)(3) その他、弊社の責に帰し得ない事由が生じたとき 第10条(更衣ロッカーの種別等) 本店舗には、レギュラー会員が利用する一般更衣ロッカー、ロッカー会員が利用できる契約更衣ロッカー、シューズロッカー月額 レンタルの者が利用できる契約シューズロッカーを設けます。 第11条(入店手続き) 会員が本店舗を利用する場合、受付に会員証を提出してください。会員証は、本人のみご利用頂けます。 会員は受付で次のものを受け取ります。 レギュラー会員は、一般更衣ロッカーの鍵 ロッカー会員は、契約更衣ロッカーの鍵 (2) (3)シューズロッカー月額レンタルの者は、契約シューズロッカーの鍵 第12条(更衣室・更衣ロッカーの利用) 会員は、更衣室及び更衣ロッカーを清潔に利用するよう心がけてください。 会員は、本店舗で販売しているものを除き、更衣室内で飲食しないでください。ただし、水分の補給は除きます。 2 また、 著しく臭いの出るものなど、他の利用者の迷惑になるものは持ち込まないでください。 更衣室内でのビデオ、カメラ、携帯電話(カメラ付)の利用はご遠慮ください。 男性は男性用更衣室、女性は女性用更衣室をご利用ください。 4 きません。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、スタッフがそれぞれの更衣室に入ることがあります。 更衣ロッカーを複数人で共同利用することはできません。 更衣ロッカーには、以下に示すものの保管を禁止します。 食料品、開封済みの飲料 (1) 現金及び貴重品(重要な物品、書類、資料などを含む) (3)動物·植物 (4) 揮発性若しくは毒性のあるもの、または爆発物などの危険物 (5)銃刀法剣類等犯罪に使用される恐れのあるもの、又は法令などにより所持携帯が禁止されているもの (6)盗品、その他犯罪によって得られたもの。 臭気の発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの、ロッカー及び施設を汚損又は毀損する恐れのあるもの総重量がロッカーの耐過重 (5 k g) を超えるもの、ロッカー内に入りきらないもの (8)(9)その他保管に適さないと認められるもの 更衣室及び更衣ロッカー内における禁止物の保管や残置物については以下のように対応致します。 前項に掲げる物を入れていると認められる事情がある場合、本店舗は催告のうえ改善を促しますが、状況が改善され ない場合、当該更衣ロッカーを開錠し、ロッカー内の物を廃棄するなどの必要な処分をすることがあります。また、 緊急時は前記催告に関係なく開錠及び廃棄等の必要な処分をすることがあります。その処分により、所有者が被害を 被った場合でも弊社は一切責任を負いません。 更衣室または更衣ロッカー内の忘れ物は、保管可能なもの及び持ち主のわからないものに関しては本店舗が1ヶ月間 保管し、周知・催告致しますが、1ヶ月が経過しても状況が改善されない場合は、廃棄等必要な処分をします。なお、 1ヶ月の保管期間中も保管物にはいかなる保証もいたしません。また、保管に耐えないものは前記の周知・催告無く処 分をすることがあります。その処分により、所有者が被害を被った場合でも弊社は一切責任を負いません。 上記(1)(2)においてどうしても本店舗へ引き取りに来ることができない場合、送料着払いの宅配便にて送付する ことも可能です。この際は、お電話でご連絡ください。なお、配達途中のトラブルなどは保証致しません。 第13条(更衣室・一般更衣ロッカーの利用手続き) レギュラー会員は、一般更衣ロッカーの鍵を受付で受け取り利用してください。 レギュラー会員は、本店舗より外出する際には、一般更衣ロッカーを施錠したうえで鍵を受付に渡し、ロッカー番号の入ったカード(以下「ロッカーカード」という。)を受け取り、そのカードを常に携帯してください。 外出から本店舗に戻った際には、受けにロッカーカードを返却し、引き換えに一般更衣ロッカーの鍵を受け取ってください。 レギュラー会員は、一般更衣ロッカーの利用後は、施錠のうえ一般更衣ロッカーの鍵を受付に返却してください。 一般更衣ロッカーの鍵をなくされた場合は、実費相当額をいただきます。 第14条 (シャワーブースの利用)
1 会員は、シャワーブースを清潔に利用するよう心がけてください。
2 シャワーブース利用後は、体を十分拭いてから更衣室を御利用下さい。
3 シャワーブースは、可能な限り多くの方が利用できるように譲り合って御利用ください。 シャワーブースに備え付けているシャンプー、ボディーソープ等は必要範囲内で御利用ください。 第15条(シャワーブースの利用手続き) シャワーブースの利用手続きは、以下の通りとします。 (1) 会員はシャワーブースが満員である場合、ブースの前に設置してある予約表に氏名を記入して、順番を待ってください。 シャワーブースの利用を終えた会員は、更衣室内にいる人の中で一番上に氏名の記入のある会員の方にブースを交 代してください。 シャワーブースに入る会員は、予約表の自己の氏名を二重線で抹消したうえで、シャワーブースに入ってください。 (3)

第16条(契約更衣ロッカー・契約シューズロッカーの利用手続き)

1 ロッカー会員は、契約更衣ロッカーの鍵を受付で受け取り利用してください。

ロッカー会員は、本店舗より外出する際には、契約更衣ロッカーを施錠したうえで鍵を受付に渡し、ロッカーカードを受け取り、 そのカードを常に携帯してください。 外出から本店舗に戻った際には、受付にロッカーカードを返却し、引き換えに契約更衣ロッカーの鍵を受け取ってください。 ロッカー会員は、契約更衣ロッカーの利用後は、施錠のうえ契約ロッカーの鍵を受付に返却してください。 シューズロッカー月額レンタルの者は本条第1~第4項の定めに準じて契約シューズロッカーを利用してください。 契約更衣ロッカーの鍵をなくされた場合は、実費相当額を頂きます。また、契約シューズロッカーの鍵をなくした場合も同様 第17条(帰宅ラン) 1 会員は、本店舗にてランニングスタイルに着替え、ランニングにて自宅等に戻り、翌日、再び本店舗に出向くという方法 (以下「帰宅ラン」という。)を利用することができます。 (1) 帰宅ランの場合、本店舗の利用回数は前記の両日をもって1回とします。 入店時、スタッフに会員証を提示し、入店のチェックを受け、「帰宅ラン」であることをスタッフにお伝えください。 更衣室では、契約ロッカーのみを利用し、その会員の荷物を預けて下さい。 (3)退店は入店の翌日の営業時間終了時までとします。やむを得ずその時間に戻れない場合は、本店舗に速やかに連 (4)絡してください。 (5) 翌日の入店時、「帰宅ランの戻り」であることをスタッフにお伝えください。 退店時に受付にて会員証を受け取ってください。 第18条(有料・無料レンタル品の利用) 会員は、ランニングに関連して本店舗より貸与されるレンタル品を別途定める条件で利用することができます。 会員は前項のレンタル品を、その本来的な用法に従い、適切に利用してください。 会員が前項の用法を遵守しなかった場合、その会員は、そのレンタル品の利用料に相当する額を支払わなければなりません。 会員がレンタル品を毀損若しくは紛失した場合、その会員は、そのレンタル品の利用料に相当する額を支払わなければなりません。 第19条(レンタル品の利用手続き) レンタル品は以下の通りとします。ただし、レンタル品については予告なく追加、変更されることがあります。 バスタオル(1枚/有料) (2)タオル(1枚/有料) (3)ウェストボトルポーチ(有料) (4)シューズロッカー (第3条4項参照) 会員は、レンタル品の貸与を受ける場合、所定の用紙に所定の事項を記入し、受付に提出してください。 3 会員は、レンタル品を返却する場合、十分落としてから返却をお願いします。 第20条(その他のサービス) 本店舗は、前条までに定めるサービス以外のサービスを提供することができます。 前項に定めるサービスは、以下の通りです。 ング関係グッズの販売(有料) (2) 飲料の販売(有料) (3) 弊社と契約業者によるボディーケアサービススペースの提供(有料) (4) セミナー、スクール、講習会、講演会などの開催(無料、一部有料) (5) その他、上記に付随するもの サービスについては、予告なく追加、変更、中止となる場合がありますのでご了承ください。 第21条(退店) 会員は、第9条に定める営業時間内に退店してください。やむを得ずその時間までに戻れない場合は、本店舗に速やかに 連絡してください。なお、戻らない場合でも、本店舗は閉店することがあります。 前項により、会員が損害を被った場合でも、弊社はその責任を負いません。 第22条(退店手続き) 会員は、退店する場合、受付に次のものを渡してください。 シューズロッカー月額レンタルの者は、契約シューズロッカーの鍵 (2)レギュラー会員は、一般更衣ロッカーの鍵 ロッカー会員は、契約更衣ロッカーの鍵 (3) レンタル品の貸与を受けている会員はレンタル品 (4)会員は、受付で前項各号に定めるものの返却と引き換えに、会員証を受け取ってください。 第23条(施設利用の禁止) 次の各号に該当する会員は本店舗における施設の利用を禁止します。 刺青、タトゥーのある方。 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方。 (2)-時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方。 (3)体調不良で、ランニング等のスポーツを行うことにより生命又は身体に危険が生じる恐れのある方。 (4)飲酒等により、正常な施設利用ができないと本店舗が判断した方。 (5) 医師から運動を禁じられている方 (6)過去に本店舗より除名の通告を受けた方 (7)その他、施設利用について不適切と本店舗が判断した方。 第24条(損害賠償責任の免責) 会員が本店舗内において、弊社の責に帰し得ない事由により損害を被った場合、もしくは会員が第三者に損害を与えた 場合、当該会員がその責任と費用負担により解決を図るものとします。弊社は当該損害に対し一切の責任を負いません。 会員が本店舗外において、戸外でランニング等のトレーニング中、弊社の責に帰し得ない事由により会員自身が損害を 被った場合,もしくは会員が第三者に損害を与えた場合、当該会員がその責任と費用負担により解決を図るものとし、弊 社は一切の責任を負いません。 本店舗内において会員に生じた全てのトラブルは当事者間で解決するものとし、その理由の如何を問わず弊社は一切 責任を負いません。 4 更衣室又は更衣ロッカーなどの本店舗内において生じた盗難、紛失について弊社は一切責任を負いません。 第25条(退会について) 会員はいつでも退会することができます。 2 退会の申請は、毎月1日から10日までに所定の退会届出書を弊社に提出して頂きます。なお、10日以降に退会届出書 を提出した場合は、銀行口座振替にて弊社が受けた翌月分の支払いを現金で返却します。 ただし、その際の手数料は御負 担 頂きます 3 会員資格は、受付での退会届出書受領時点を持って喪失するものとします。ただし、当該喪失月内については弊社が 別途定める手続きによりその会員は引き続き同様のサービスを受けることができます。

- 4 退会時に会費の未納があった場合は、退会後においても当該未納分について銀行口座振替による引き落しがかかる場 合があります。 5 退会時には必ず、契約更衣ロッカーや契約シューズロッカーに荷物が無いことを確認したうえで退会手続きを取って下さい。 第26条(退会手続き) 会員は、次の(1)及び(2)を受付に提出して退会することができます。 退会届出書 (2)会員証 第27条(会員の種別変更) 翌月から会員の種別変更を希望する場合は、毎月1日から10日までの間に種別変更の手続きをしてください。 10日以降に申し出た場合は差額分について、支払いをし、又は受けることにより種別変更をすることができます。 変更を希望される場合は、受付で所定の書面に署名していただきます。 なお、電話及びホームページからのお申し入れは できません。 第28条(除名) 1 弊社は、会員が次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合、当該会員を除名することができます。 会員が本規約に違反した場合 会費が2ヶ月以上にわたり支払われなかった場合 会員が他の会員に著しい損害を与えた場合 (3)その他弊社が会員として相応しくないと認めた場合 除名された会員の会員資格は除名された日を持って喪失するものとします。除名された会員は本店舗を今後一切利用できません。 3 除名された会員が、契約更衣ロッカー及び契約シューズロッカーに荷物を放置している場合、弊社は、除名された日より1ヶ 月間、本店舗またはこれに準ずる場所で保管し、周知・催告致しますが、状況の改善が無い場合、廃棄等必要な処分を致し ます。1ヶ月の保管期間中も保管物にはいかなる保証もいたしません。また、その処分により、所有者が被ったいかなる損害 についても弊社は一切責任を負いません。 前項の場合、どうしても本店舗へ引き取りに来ることができない場合、送料着払いの宅配便にて送付することも可能です。 この際は、お電話でご連絡ください。なお、配達途中のトラブルなどは保証致しません。 第29条(除名に係る手続き) 除名された会員は、速やかに会員証を弊社に返却しなければなりません。 第30条(会員資格の喪失) 1 会員は、所定の手続きのうえ自ら申し出た場合、又は下記各号の何れかに該当した場合は会員資格を喪失します。 第4条第1項各号の何れかの事由に該当しないことが明らかになったとき 会員が死亡したときにおいては弊社が会員の死亡を知ったとき 本店舗を閉店した場合においては本店舗が閉店したとき 第31条(会員資格喪失時の残置物の取扱い)
 - 1 資格を喪失した会員が、契約更衣ロッカー及び契約シューズロッカーに荷物を放置している場合、弊社は、資格を喪失した日より1ヶ月間、本店舗またはこれに準ずる場所で保管し、周知・催告致しますが、状況の改善が無い場合、廃棄等必要な処分を致します。1ヶ月の保管期間中も保管物にはいかなる保証もいたしません。また、その処分により、所有者が被ったいかなる損害についても弊社は一切責任を負いません。なお、会員が死亡した場合においては、親族等関係者が身分証明書を持参した場合に限りお渡します。
 - 2 前項の場合、どうしても本店舗へ引き取りに来ることができない場合、送料着払いの宅配便にて送付することも可能です。 この際は、お電話でご連絡ください。また、配達途中のトラブルなどは保証致しません。 なお、会員が死亡した場合は、この方法による対応はできません。

第32条(本規約の改正)

本店舗は、いつでも本規約の改定を行うことができます。ただし、改定する日より1ヶ月前までに、改定する日及び改定内容を、本店舗に掲示及び弊社ホームページ又はブログに掲載します。